

令和2年度 第2回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時：令和2年12月23日（水）午前9時30分～

場所：豊島区役所8階 教育委員会室

【次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 評価対象事業のヒアリング及び質疑応答
 - ① 不登校対策事業の強化
 - ② 外国人の就学対策
- 3 閉 会

【資料】

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート【不登校対策事業の強化】・・・・（資料1）

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート【外国人の就学対策】・・・・（資料2）

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	不登校対策事業の強化(適応指導教室)	担当課	教育センター
-----	--------------------	-----	--------

1. 事業概要及び現状			
事業の目的 (どのような状態にしたいか)	豊島区立全小・中学校には、約200名ほど長期欠席している児童・生徒が在籍している。不登校を生まないための未然防止、早期対応・早期対応に各学校が尽力しているが、残念ながら小学校では増加傾向である。不登校の背景には様々な要因があるが、一人ひとりの状況を把握し、学校と教育委員会が連携しながら不登校の予防・改善に努めている。不登校児童・生徒については、適応指導教室の活用や、学習面でのサポート、福祉的な視点からの改善を図っている。、心理的要因等により長期間登校できない児童・生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう支援を継続的に図っていく。		
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)	適応指導教室は、豊島区立学校に在籍又は豊島区在住の不登校児童・生徒(中学生まで)を対象としており、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの。 (ア) 本人及び保護者が入級を希望し、かつ在籍する学校の校長が入級を要請している者 (イ) 豊島区立教育センター所長が特に入級の必要があると認めた者		
事業の概要 事業の手法	(ア) 不登校児童・生徒を生まないための予防的取組(未然防止と初期対応) (イ) 継続的に適応指導教室に通うことが出来るようにするための支援 (ウ) 在籍校への復帰や進学後の学習等に支障をきたさないための支援 (エ) 在籍校への復帰だけでなく、将来の社会的自立に向けて必要な支援		
基礎データ (利用者等の情報)	年度統計(令和元年度) 不登校児童・生徒数174名(内訳:小学生65名、中学生109名) 適応指導教室在籍児童・生徒数57人(内訳:小学生6人、中学生51人) 来室児童・生徒延べ指導回数1,873人 指導者6人(内訳:日勤講師4人・心理相談員1人・スクールソーシャルワーカー1人(兼務))		
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針5. 一人一人を大切にす教育の推進	基本施策3. いじめ・不登校対策の充実	
根拠法令	学校教育法施行規則 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	事業開始年度	平成15年度
元年度に実施した具体的な取組内容	<p>①不登校対策会議の全校実施 全小・中学校から提出してもらっている「登校支援シート」を基に、管理職、生活指導主任、学級担任、SCなどと具体的な手立てをもつための不登校対策会議を実施した。</p> <p>②SSWによる家庭への支援 家庭環境の改善や福祉的な支援を必要とする場合は、教育センターからSSWを派遣し、福祉的な視点からの支援を行い、関係機関とも密に連携をとりながら、登校できるような生活環境の改善に取り組んだ。</p> <p>③適応指導教室に居場所機能をもたせる取組 適応指導教室に在籍する全ての児童・生徒が、通室して来られるようにするために、これまでの教室ルールの見直しを行い、基本的な欲求を満たせる「居場所づくり」に取り組んだ。</p> <p>④学校復帰に向けた教科学習 適応指導教室では、学校や社会に復帰したいと思った時に障害とならないよう、タブレット教材や問題集を用い、児童・生徒一人ひとりの状態を踏まえた学習指導を行った。</p> <p>⑤体験活動の充実 これまでは昼のスポーツ活動は、バドミントン、卓球に取り組むのが定例であった。令和元年度は、コミュニケーションスキル向上をねらいとして、ソフトバレーボールを実施する機会を増やした。また、宿泊体験を中心とした体験活動を行った。</p> <p>i. 移動教室 3泊4日の『立科「ゆずスマイル2019」』一心を開放する4日間一を実施した。児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することを目的とした、適切な指導と必要な支援を行った。</p> <p>ii. ゆずスマイルプラン 年度初めに、「宿泊体験(移動教室)」を中心に据えた、柚子の木教室「ゆずスマイルプラン」を作成した。年間を通して、体験活動をバランスよくちりばめ、児童・生徒たちの興味・関心を引き出した。</p> <p>⑥進路指導の充実 年度末の中学3年生の在籍は24名。全員が進学を希望し、全員合格することができた。生徒一人ひとりの進路希望に応じた支援・指導を計画的に進めた。</p> <p>⑦教育相談を通じた不登校児童・生徒への支援 ここ3年間、来所相談の約3割は「不登校」に関連する内容である。必要に応じて、学校との連携を図りながら、不登校状態の解消を目指していく。</p>		
取組状況			

		指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)
活動指標	①	適応指導教室の在籍人数	↗増加させる	人	56	60	60	57	60
	②	SSW(不登校・登校渋り)の対応件数	→維持する	件	58	66	60	63	60
	③	教育相談(不登校関係)の件数	→維持する	件	141	147	150	155	150

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

		指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)
達成状況	成果指標	①	適応指導教室在籍生徒の進路決定率	→維持する	%	100	100	100	100
		②							
		③							

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)	
事業費		A	11,324	11,169	13,562	12,517	26,443	13,926
財源内訳	国、都支出金		4,500	4,145		4,855	9,480	4,625
	使用料・手数料	B						0
	地方債・その他		861	1,040		1,254	2,830	1,576
	一般財源	C=A-B	5,963	5,984	—	6,408	14,133	7,725

3. 課題及び今後の方向性

課題	<p>コロナ禍で、不登校がより多様化・複雑化する中において、特に、急増する不登校児童(小学生)への対応が困難な状況にある。</p> <p>こうした状況に対応すべく、学校における不登校を生まないための取組「未然防止」と「初期対応」をより充実させるとともに、適応指導教室における小学生への対応が課題である。</p> <p>適応指導教室では、令和2年度より小学校教員の免許持つ非常勤教員を配置し、小学生の本格受け入れを開始したが、小学生の発達段階に応じた支援(同級生との交流等)が困難であること、児童対応のための教室や職員の数が足りないこと、保護者による送迎が必要であることなど新たな課題が多く発生しており、根本から見直しを進めている。</p>
課題への対応策及び今後の方向性	<p>教員の指導力向上</p> <p>ICT(クロムブック)を活用した取組</p> <p>学生や地域のボランティア資源を開発</p> <p>適応指導教室の機能充実策を検討(東京都教育支援センター機能強化補助事業を活用)</p> <p>不登校特例校を検討(文科省補助金事業であり八王子市が実施)</p>

令和2年度 豊島区立教育センター要覧



子供たちの作品とゆずスマイルでのパラグライダー体験

<令和2年6月1日発行>

沿革

- | | | | |
|----------|---|----------|-------------------------------------|
| 昭和34年 5月 | 雑司が谷小学校に専任相談員4名で「豊島区教育相談室」を設置 | 平成 8年 4月 | 第5代所長 教育委員会事務局次長 原光昭 |
| 昭和38年 9月 | 日の出小学校に移転 | 平成 9年 4月 | 第6代所長 教育委員会事務局次長 佐久間紀剛 |
| 昭和39年10月 | 時習小学校内に「豊島区教育研究室」を設置 | 平成11年 4月 | 第7代所長 教育委員会事務局次長 大沼映雄 |
| 昭和43年 6月 | 時習小学校の分室に移転。教育相談室、研究室が統合 | 平成12年 4月 | 第8代所長 指導室長 三田一則
スクールカウンセラー事業開始 |
| 昭和43年 7月 | 「東京都豊島区教育相談員の設置に関する規則」制定、同規則に基づき専任の教育相談員（非常勤）5名任命 | 平成15年 4月 | 指導室に組織編入となる
指導室長 吉村正久 |
| 昭和43年10月 | 要町小学校にあった教科書センターと統合して「豊島区教育総合研究室」を新設 | 平成15年10月 | 第9代所長 沼本禎一
マイスクールネット稼働開始 |
| 昭和49年 5月 | 「東京都豊島区教育総合研究室運営要綱」を制定 | 平成16年 4月 | 指導室長 阿部卓 |
| 昭和56年 5月 | 「電話教育相談室」を設置 | 平成17年 4月 | 組織改正により指導室が教育指導課に改称 |
| 昭和58年 4月 | 「巡回教育相談室」を設置 | 平成18年12月 | 従来の電話相談に加え「いじめ電話相談」を夜7時まで開設 |
| 昭和61年 4月 | 「生活指導相談室」を設置 | 平成19年 4月 | 教育指導課長 朝日滋也 |
| 昭和62年 9月 | 千登世橋教育文化センター開設記念式典挙行 | 平成19年 4月 | 第10代所長 大庭淳子 |
| 昭和62年10月 | 豊島区立教育センターを開設
初代所長 指導室長 寺師信之 | 平成19年 4月 | 特別支援教育巡回指導(チームステップ)開始 |
| 昭和63年 4月 | 教育センター内に教科書センター設置
第2代所長 指導室長 安齋省一 | 平成21年 4月 | 統括指導主事を配置
統括指導主事 佐々木克二 |
| 昭和63年 8月 | 外国語教室開始(英語、中国語、ハングル) | 平成22年 4月 | 教育指導課長 山本聖志 |
| 平成 2年 4月 | 生活体験学習開始 | 平成23年 4月 | 組織改正(2係制)
組織改正 教育センター(課) |
| 平成 2年 4月 | 教育情報オンラインシステム開発開始 | 平成24年 4月 | 第11代所長 藤原孝子 |
| 平成 3年 4月 | 学校建築調査研究開始 | 平成24年 4月 | スクールソーシャルワーカー活用事業開始 |
| 平成 4年 9月 | 児童・生徒の生活実態調査研究開始 | 平成25年 4月 | 区立幼稚園特別支援教育事業開始(試行) |
| 平成 5年 6月 | 心理職 職員を配置 | 平成26年 4月 | 区立幼稚園特別支援教育事業(うきうきグループ)本格実施 |
| 平成 6年 4月 | 第4代所長 指導室長 成田秀和 | 平成28年 4月 | 組織改正 グループ制を導入 |
| 平成 6年12月 | 「子ども電話相談」開設 | 平成29年 4月 | 第12代所長 鮫島千恵子 |
| | | 平成31年 4月 | ゆずスマイル宿泊教室開始
スクールソーシャルワーカーグループ新設 |
| | | | 第13代所長 齊藤光司 |

アクセス



- 東京メトロ副都心線
雑司が谷駅 直結
(2番出口)
- JR山手線 目白駅
徒歩 8分
- JR山手線 池袋駅
徒歩 15分
- 都電 鬼子母神前
徒歩 2分
- バス【池65・86系統】
千登世橋停留所
徒歩 1分
- バス【白61系統】
鬼子母神前停留所
徒歩 3分

豊島区立教育センター 所長 齊藤 光司

〒171-0032 豊島区雑司が谷3-1-7
電話 3590-1251(代表)
ファクシミリ 3981-4793

【直通電話・内線番号】

所長	3590-5778(直通)	教育相談室	
庶務グループ	3590-1251(直通)	[来所教育相談]	3971-7440(直通)
子どもサポートグループ	3590-1251(直通)	[電話教育相談]	3983-0094(直通)
教育相談グループ	3590-6746(直通)	区立幼稚園スクールカウンセラー	3590-6746 内線353
スクールソーシャルワーカーグループ	6846-5612(直通)	就学相談室	3590-6746 内線381
適応指導教室	3590-1260(直通)	チームステップ	3590-6746 内線355
日本語指導教室	3590-1251 内線343、345		

「子ども・家庭・学校サポートの充実」

- 来日間もない児童・生徒の学校生活適応に向けた日本語指導の充実
- スクールソーシャルワーカーと適応指導教室が連携を密にした不登校対策の強化
- 教育相談、就学相談、巡回相談（チームステップ）における支援体制の充実

令和2年度 組織・事業概要

所 長

庶務グループ

庶 務

- 教育センターの施設運営に関する庶務全般
電話 03-3590-1251

スクールソーシャルワーカーグループ

スクールソーシャルワーカー

- 学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対する福祉的技術を用いた相談・支援
- 福祉的問題を抱える児童・生徒に対する、関係機関との連携等による支援
- 不登校対策会議の企画・実施



電話 03-6846-5612

適 応 指 導

柚子の木教室（通級）

- 不登校児童・生徒への適応指導、居場所づくり、学習支援（タブレットパソコン活用等）、生活支援（スポーツ、レクリエーション、校外学習）、進路支援



- 体験学習教室の企画・実施



電話 03-3590-1260



子どもサポートグループ

日 本 語 指 導

日 本 語 指 導 教 室（ 通 級 ）

- 日本語指導が必要な外国籍、帰国児童・生徒に対する、学校生活への適応指導、日本語や日本の生活習慣・伝統文化等の指導
- 学習院大学との連携による実習ボランティアによる指導補助

電話 03-3590-1251（内線345）



日 本 語 初 期 指 導

日 本 語 初 期 指 導（ 通 訳 派 遣 ）

- 日本語の初期指導として通訳を派遣
電話 03-3590-1251

小 学 校 1 年 生 入 門 期 対 応 職 員

う き う き サ ポ ー タ ー

- 小学校1年生の入門期に生じる様々な課題への対応を目的として配置

電話 03-3590-1251



特 別 支 援 学 級 指 導 員

- 特別支援学級（固定級）への補助的指導を目的として配置（小・中学校）

電話 03-3590-1251

学 級 運 営 補 助 員

- 学級担任の補助、特別な支援を必要とする子どもへのサポート等を目的として配置（小・中学校）

電話 03-3590-1251



教育相談グループ

教 育 相 談

来 所 教 育 相 談 ・ 電 話 教 育 相 談

- 児童・生徒・保護者・教職員等を対象とした教育相談、電話教育相談（月～土開室）
- 適応指導教室のサポート等



来所相談予約電話 03-3971-7440
電話教育相談 03-3983-0094

区立幼稚園スクールカウンセラー（派遣）

- 区立幼稚園での相談活動



電話 03-3590-6746（内線353）

就 学 相 談

- 発達や成長に心配ごとのある子どもの就学先や教育環境の相談



電話 03-3590-6746（内線381）

チ ー ム ス テ ッ プ（ 特 別 支 援 教 育 巡 回 相 談 ）

- 特別支援教育に関する支援
- 教員への助言・サポート
- 学級内及び個別アセスメント



電話 03-3590-6746（内線355）

秘

今までの方針・行ってきたこと・現状メモ等（効果のあったことには○、見直すところには●）

（・箇条書き ・日付や時期を明記 PC入力の場合、罫線は使用しなくても構わない）

Large empty rectangular box for notes and planning.

秘

令和 2 年度

登校支援シート （個別適応計画書）

豊島区立	学校	校長名
年	組	氏名

確認サイン欄	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校長	/	/										
副校長	/	/										
担任	/	/										
養護教諭	/	/										
SC	/	/										
学年主任	/	/										
生活指導主任	/	/										

※確認サイン欄は、学校でシートを保管する際にご活用ください。
C4thで送付する際はサイン、捺印は不要です。要確認者をCCに入れることで省略とします。

年	組	氏名	ふりがな					男・女	担任	学校名	豊島区立				学校	
月	4	5	6	7	1学期	8	9	10	11	12	2学期	1	2	3	3学期	計
登校すべき日数																
出席日数																
コロナを理由とする出席																
ICTによる出席																
遅刻数																
早退数																
欠席日数																

囲み部分は学校とSCが協力して記入します。

本人の様子・環境（気になるところ・支援が必要なところ等）

本人の様子

こだわりが強い 暴力的 自信がない 他人の気持ちを理解し辛い

おとなしい パニックをおこす 感情の起伏が激しい 相手の気持ちに気がにくい

友達が少ない 落ち着きがない コミュニケーションが苦手 友達とのトラブルが多い

自己主張が苦手 年齢より若い 眠れていない様子 落ち込んでいる様子

意味のわからないことを言っていることがある 深夜徘徊・家出経験がある

茶髪・異装 引きこもり状態 昼夜逆転生活 転校歴()

傷・怪我が多い 拒食・過食 服装が乱れている いじめ被害・加害経験(年時)

お風呂に入らない日が続いている

学校

無気力・無関心 集中力が続かない いつも眠そう・寝ている 相手の話をさえぎる

立ち歩く 忘れ物が多い 話を聞いていない 保健室によく行く

すぐに周りにちよっかいを出す 何をしているかわからない様子

発達

発達障害・その疑い(障害名:有・無) いつも叱られていた

知的課題(有・無) 困った子として対応されることが多かった

家族関係

登下校時に保護者がいない 親が多忙 家庭内で会話が少ない

過度の放任・無関心 親が諦めている 学校との関わりを拒んでいる

過干渉・しつげが厳しい 親が病気 親が経済的な問題を抱えている

日本語での連絡が難しい 一人親(祖父母との同居 有・無)

欠席の理由・きっかけ・背景

学校生活

友人関係【 いじめ けんか 友達ができない クラスに馴染めない その他 】

教師との関係【 教師の強い叱責・注意 相性が良くない 不信感 その他 】

学業の不振等【 成績不振 授業内容がわからない 試験が嫌い 運動嫌い その他 】

クラブ・部活動関係【 希望の部に入れない 練習嫌い 成績不振 その他 】

学校の規則等をめぐる問題 学校環境の変化【 入学 転編入 進級 その他 】 その他学校生活での問題

家庭

家庭環境の変化【 単身赴任 別居 離婚 死別 兄弟姉妹の誕生 兄弟姉妹関係の悪化 その他 】

親との関係【 親の叱責 過度の期待 親への反発 親の病気 その他 】

家庭内の不和(直接本人に関わらないもの)【 両親の不和 祖父母と父母の不和 その他 その他家庭生活での問題

本人

病気・身体の不調【 頭痛 腹痛 気持ちが悪い だるい その他 】 その他の問題

学校外の友人関係 その他本人に関わる問題 不明

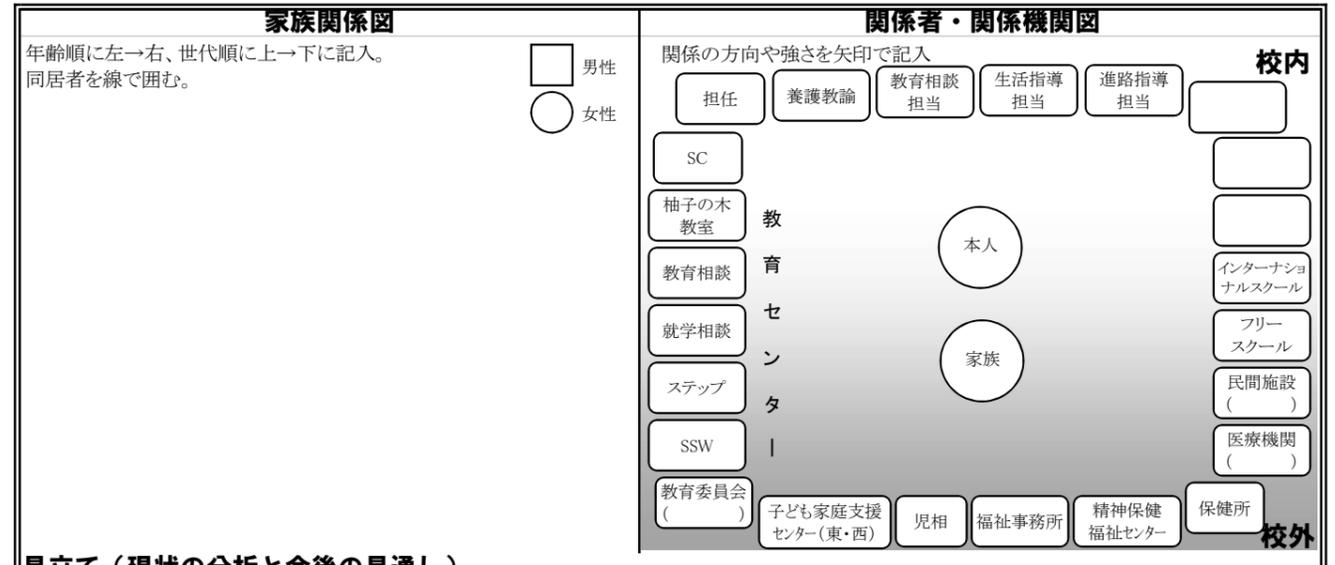
その他

いじめ いじめ以外の友人関係 教職員との関係 その他生活指導上の影響 学校生活上の影響

遊び・非行 無気力 意図的な拒否 不安など情緒的混乱(登校の意思はあるが不調を訴え登校できない等)

「本人の様子・環境」「欠席の理由・きっかけ・背景」「欠席継続理由」でチェック項目にないこと、補足等を具体的に記入

登校に向けて必要な支援 (A短期・B中期・C長期)	学級の修復	学 習	教 職 員	家 庭 環 境
	いじめの根絶	学習意欲の喚起・伸長	受け入れ体制の確立	親子関係の改善
	授業の改善	学習習慣の確立	教員との関係修復	兄弟姉妹関係の改善
	受け入れ体制(雰囲気づくり)	不得意教科等の補習	児童・生徒理解の促進	祖父母等との関係改善
	人間関係づくり	欠席中の教科補習	教育相談的なかかわり	学校と保護者との関係改善
	係活動の役割分担	進路指導・進学指導	本人の生活	専門機関の協力
	席替え・班替え	学校(規則・行事・部活)	生活リズムの修復	福祉面での支援
	周囲の児童・生徒	登校・下校時刻	活動意欲の向上	心理面での支援
	友人関係の把握	保健室登校	外出・交友関係	医療面での支援
	他児童・生徒の理解	別室登校	そ の 他	警察関係の支援
対人関係能力の向上	行事参加形態の検討		適応指導教室の利用	
関係児童・生徒との修復	部活・クラブ参加形態の検討		教育相談室の利用	



見立て（現状の分析と今後の見通し）

得意・不得意・学力

クラブ・部活()

休校中の様子

ICTを活用した支援の実施状況・内容

今までの方針・行ってきたこと・現状メモ等（効果のあったことには○、見直すところには●）
(・箇条書き ・日付や時期を明記 ・PC入力の場合、罫線は使用しなくても構わない)

【様式1】

令和2年度__月 欠席者一覧表

学校名 _____ 学校 _____ 記入者 _____

記入日 _____ 月 _____ 日

不登校につながる可能性がある 月3日以上欠席 及び のべ10日以上欠席

【一覧作成上の注意】

・**欠席理由に関わらず**、月3日以上欠席 及び のべ10日以上欠席がある児童・生徒について、一覧表に記入してください。
・該当する児童生徒がない場合は、氏名欄に「なし」と記入してください。

※シート有(登校支援シート作成済)の場合は、コピーの提出をお願いします。

	学年	組	氏名	性別	月欠席数	内訳					シート有無	備考
						コロナ理由	病気	経済的理由	不登校	その他		
1					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
2					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
3					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
4					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
5					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
6					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
7					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
8					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
9					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
10					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
11					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
12					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
13					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
14					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
15					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
16					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
17					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
18					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
19					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	
20					日	日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無	

個別の支援計画（記入例）

作成日(月 日)

◎◎小	2年	氏名 池袋花子	性別 女	記入者 田川・麻生・仙川・佐藤	
□□中				藤	
アセスメント	<p>入級までの状況[学校生活の様子]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小2から登校渋りがはじまる。 ・小3～5は、登校せず「あさがお学級」に通級していた。 ・小6は、1学期は保健室登校、2学期は保健室と教室の行き来をしていた。3学期はほとんど教室で過ごした。 →教育相談によると、小6の時あさがお学級に通級。理科の実験などの際は登校していた。 ・小6時、女児6名の間でリストカットが流行した中の1人。 ・知らない人ばかりの方が登校できるのではない、△△中ではなく□□中に進学。 ・中学は、入学式には別室から参加。s-roomに1日来たが、その後登校できていない。 ・中2になって、週1日(月)s-room、月1回担任と保護者の連絡会に不定期で参加、そこで自分の気持ちを話せるようになった。 →月曜Sroom+10月より帰りの学活に参加、火曜教育相談、水曜TOMAS(英語)。 				
	<p>健康状態等 [疾患名(アレルギー-含)、医療機関への受診、服薬等、障害手帳の有無等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー・・・ナッツ、生のフルーツ、牛乳、他にもアレルギーがあるもよう。 ・東京病院に通院している。社交不安はあるが、発達障害の診断はついていない。 				
		学習面	生活 行動面		
	よいところ	<ul style="list-style-type: none"> ・国語(漢字)は興味がある。 ・朝鮮語に興味があり、積極的に学習に取り組んでいる。 ・アートセラピーに参加して、自分の気持ちをよく話すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを話せるようになってきた。 ・優しい 		
	気になるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校低学年から学習する環境になく基礎的な学習の定着ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団が苦手。パニック症状になる。 ・生活リズムの乱れ。・こだわりが強い ・相手の気持ちや反応を感じ取れないで話を続ける ・爪噛みをやめるために爪を伸ばしている。(制服登校が嫌) 		
<p>友人関係、周囲の人とのかかわり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の時の友達はいるもよう。 ・集団の中にいられない。集団の中にいるとパニックになる。 ・父親が怖い。 ・異性への興味が高い。 					
<p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親、本人、弟(小学3年)の4人暮らし。家族は好きで仲良くしたいと思っている。 ・母親との関係が情緒不安の原因になる一面もある。本人は母親に対する愛着が強くあるが、母親が距離を置いていることが不満になっている。 ・中学校の進学先選択で母親の意見を聞かずに自分の希望する中学校に進学した。 					
<p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(親:江坂、子:小林) 					
興味関心	得意なこと興味があること		苦手な教科や活動		
	<ul style="list-style-type: none"> ・K-ポップ 		<ul style="list-style-type: none"> ・理数系 		
願い	本人		保護者		
	<ul style="list-style-type: none"> ・3年の4月から週1～2時間学校の授業に出る。 ・友達が欲しい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校に行って欲しい。勉強も頑張ってもらいたい。 		

個別の支援計画（記入例）

作成日(月 日)

<p>【コース】 Aコース（学校復帰希望）・Bコース（社会自立）・Cコース（生活習慣づくり）</p>			
目標	<p>短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談とアセスメントを行い、本人と保護者の希望を踏まえた支援計画を作成する。 ・通室頻度を上げる（現在は朝鮮語講座が月木の午後） ・教育相談担当者との間で、支援方針を共有・協働する。 		
	<p>中期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bコースに格上げする ・学習意欲の動議付け（進路に目を向ける） 		
	<p>長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路確保（集団学習が避けられるところの紹介） 		
確認事項	<p>服装・持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制服（制服で来ると言っていたが教相では嫌だと言っている） 		
	<p>連絡について （相手、方法など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（本人に指導済） 		
	<p>居場所の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三研修室、スタジオゆず 		
	<p>学校復帰への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月（4）8月（1）9月（3）登校（Sルーム）している。 		
	<p>スポーツ活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声掛けはする。（10月9日不参加、16日参加） 		
	<p>コミュニケーションについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声掛けはする。（朝鮮語学習後残ってゲームに参加する時もある） 		
	<p>参加する活動 （SST、アートセラピー、朝鮮語）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮語（月曜・木曜の13～14時） ・アートセラピー（絵画）。 ・SST：通室日が増えれば、声掛けし自身の判断に委ねる。 		
	<p>その他 配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康度は高そうなので、社会復帰に気持ちを向けさせるための仕組みが必要。 ・教育相談と支援方針を共有する。 		
具体的な支援	<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮語の学習に来た時に声かけて関係を作る。また、柚子の木教室への来室を促す。 ・スポーツへの参加意欲も出てきているので柚子の木での活動範囲を広げる。 	<p>【家族】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親面談を定期的を実施する。（母親の本人への発言や態度が本人の情緒不安の要因であることから、母親との面談を通じて母親自身の考え方や特性を理解する必要がある）。 	<p>【学校、その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Sroomでの活動。 ・担任との面談。 ・社会復帰に向けた支援を、学校と連携し行う。
	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生（※※）さんとの信頼関係ができていようので、最近は朝鮮語に自分から呼びに来たり、終了後に会話をしていたり、一緒にゲームに〇〇さんと参加している。その関係から月曜日のスポーツへの参加にも意欲を示したようになった。本人にとって信頼できる大人の存在が心の安定につながり、様々な活動への意欲も高まると感じる。 ・教育相談と連携して、今後の指導（支援）方針を再検討する。 ・現在は、【月：Sルーム・柚子の木 火：教育相談（12時～12時30分） 水：英語塾（17時～） 木：柚子の木教室（13時～14時朝鮮語）金：なし】の予定であるが、実習生（※※）さんが終了した12月からの柚子の木（朝鮮語）の来室日について再検討する。 		

教育センターのスクールソーシャルワーカー（SSW）班の活動について

1、主な活動内容

- (1) いじめ、不登校、虐待、貧困等の課題を抱える児童生徒及び保護者に対する支援
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連絡調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供

2、主な活動の成果

- (1) 学校支援
 - ・ 申請・支援件数は、前年度に比べ13%増え114ケースとなった。(図1)
 - ・ 学校との連携・協働を強化し、方針等の共有や打ち合わせ等、綿密なコミュニケーションを図った結果、ケース会議数が前年比で43%増え164回となった。(表1)
- (2) 児童・生徒及び家庭支援
 - ・ 間接支援、助言指導など41件を含む全申請・支援ケースは114件となり、直接支援を行った72件中42件、約6割で問題の解消又は改善が見られた。(表3)
 - ・ 被虐待や家庭内暴力などにより、家庭での生活が困難な状況にある児童・生徒について、子育て支援課子どもの権利グループ、児童相談センター、病院、警察などの社会資源と連携し、児童・生徒の最善の利益について、協議し、協働することができた。(表7)
- (3) 不登校対策会議(全区立小中学校で実施)
 - ・ 担任やスクールカウンセラーなど多数の教職員が参加できる学校の場合、対策会議全校実施したことで、学校やSSWによる積極的な支援に結び付けることができた。
 - ・ 不登校児童・生徒の詳細や校内体制を把握することで、その学校の状態に沿った支援プランの提案、助言、支援の展開を行うことができた。
- (4) 長期欠席者対策プロジェクトの立ち上げと会議の開催
 - ・ 新しい試みとして、不登校に至るリスクが高い児童生徒に対し、学校とともに早期段階でアプローチを検討、対応していくための新規プロジェクトを立ち上げた。
 - ・ 年間を通じ、欠席一覧表・登校支援シートを活用し、継続的に検討会議を開催することで、福祉的課題がありそうなケースを早期発見し、学校と対策を検討していくことができた。また、学校とも事前に情報共有の機会を持つことで、年1回の不登校対策会議の内容を深めることにも繋がった(表4, 5)
- (5) 関係機関との連携
 - ・ 児童相談センター、子育て支援課子どもの権利グループ等関係機関と連携することで、児童・生徒や保護者の負担を軽減することができた。
 - ・ 関係者会議などを用い他機関と連携することで、効果的に対応することができた。

3. 年度統計

表1 ケース会議数 ()内は前年度

対象	回数
教職員	125(87)
関係機関	39(28)
合計	164(115)

表2 訪問先及び訪問回数 ()内は前年度

訪問先	回数
家庭	207(331)
学校	277(289)
その他	41(76)
合計	525(696)

表3 支援方法及び支援結果内訳

		小学校	中学校	合計
活用ケース数		56	58	114
内訳	直接支援	33	39	72
	内 改善・解消数	18	24	42
	間接支援	0	1	1
	助言指導	22	9	31
	その他	1	9	10

*注 直接支援は面談等で直接支援する方法。間接支援は学校支援等の間接的支援による方法。助言指導は助言し終了する方法。

図1 申請・支援件数とその推移

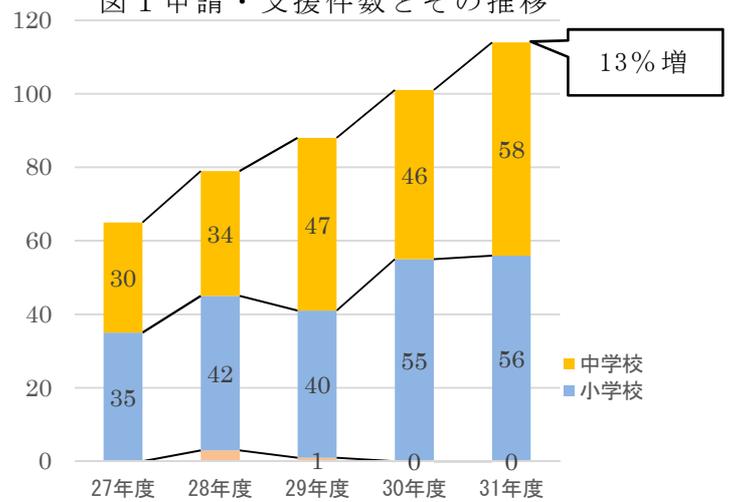


表4 長期欠席者対策PJ会議実施回数

第Ⅰ期 (7月～)	第Ⅱ期 (10月～)	第Ⅲ期 (1月～)	総計
5	5	1	11

約6割が解消・改善

表5 長期欠席者対策PJ会議検討ケース数

対象	検討ケース数
小学校	99
中学校	99
合計	198

表6 主訴・要因別件数

主訴	虐待	登校 渋り	不登校	いじめ	貧困	養育不安	性格行動	傷 自殺・自	その他	家庭環境	その他	合計
小学校	13	26	3	2	2	5	0	1	4	56		
中学校	4	37	1	0	1	2	2	1	10	58		
合計	17	63	4	2	3	7	2	2	14	114		

表7 主な面談相手と面談回数

児童生徒	家族	学校	教育指導課	子ども家庭支援センター (子家C)	区長部局 (子家Cを除く)	児童相談所	その他	合計
520	1,164	3,127	24	342	154	49	509	5,889

教育センターにおける教育相談班の活動について

1. 活動内容

(1) 相談業務

① 来所相談

子どもの成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、来所による継続的な相談を行っている（図 1）。幼児から高校生相当年齢までの子どもやその保護者を対象に、予約制の面接を基本とし、必要に応じ検査や関係機関との連携等も取りながら支援を行っている。

② 電話相談

匿名で利用できる、電話による相談を行っている（継続相談は行っていない）。

③ 医療相談

月に 1 回当センターにおいて、依頼している外部機関の児童精神科医による、来所相談の利用者（保護者・子ども）及び教育相談員を対象とした相談を行っている。

(2) スクールカウンセリング活動

区立幼稚園 3 園（西巢鴨・池袋・南長崎幼稚園）を、週に 1 日定期的に訪問し、保護者や園児、教職員を対象に相談や支援活動等を行っている。

(3) その他

① 区立幼稚園、小・中学校への緊急支援の実施

② 適応指導教室の「ゆずスマイル教室 2019」への心理相談担当としての参加

③ 臨床心理の大学院実習生への対応

2. 活動の成果

(1) 相談業務

来所相談の年間取扱件数は 457 件、延べ相談件数は 7627 件と、過去 2 年間に比べやや減少している（図 1、図 2）ものの、月毎の取扱件数は昨年度並みの 350 件以上でありほぼ高止まり状態である。複雑な背景をもつ案件が増加しており、各面接の準備や振り返り、他機関との連携のための時間を確保すべく、1 日に行う面接数の上限設定や面接の頻度の見直し、カンファレンスの効率化を試みた。相談員の人員減があり、1 月末より新規受付枠を制限したが、相談の質を維持しつつ多様なニーズに応えられるよう検討を続けている。

来所相談の主訴は、ここ 3 年間は「不登校」が約 3 割、集団不適應や対人関係などの「性格・行動」が約 1 割、「発達・障害」が 3 割強と、3 主訴で 7～8 割近くを占める（図 3）。最近では家庭内の問題が複雑化し、子どもや家庭を多面的に理解し支援するため、学校や医療・福祉との連携が必要なケースも多い。センター内でも医療相談の利用やスクールソーシャルワーカー、適応指導教室等との連携を密に行った。他機関担当者との電話等による連携に加え、複数機関が集まった関係者会議等に出向く機会も増えている。業務量が増える中、相談員同士のカンファレンスによってより効率的にケースを見立てたり、多角的に支援を検討するため多職種による協議に参加したりすることが求められている。

(2) 「ゆずスマイル教室 2019」への参加

「ゆずスマイル教室 2019」の心理相談担当として、児童・生徒が安心して活動に参加できるよう、事前事後学習や宿泊中の心理的支援を行った。事前には参加児童・生徒に個別面接を実施し、参加するにあたって不安なことや気になることを聞き取り、引率者で共有を図った。宿泊中には毎日個別面接を実施し、引率者の会議で児童・生徒の状態を共有しながら、翌日以降の行程で気を付けるべきことや配慮点について話し合った。

3. 年度統計（平成30年4月～令和2年3月末）

図1 新規受付・取扱い・終了件数（来所相談）

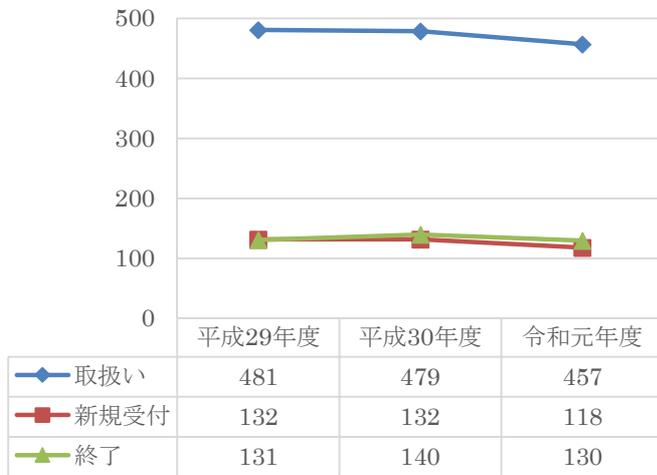


図2 延べ相談件数（来所相談）（件）

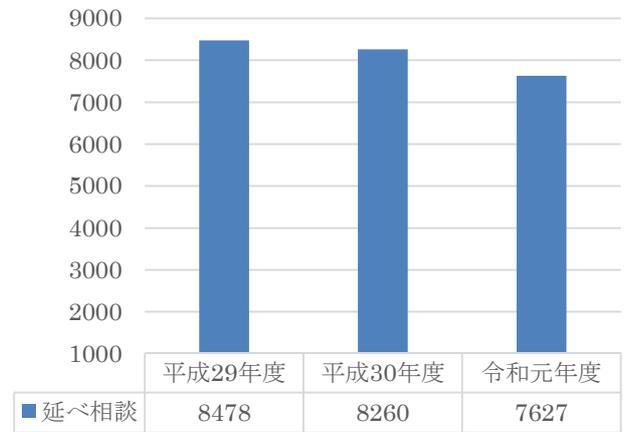


図3 主訴別相談件数（来所相談）（件）

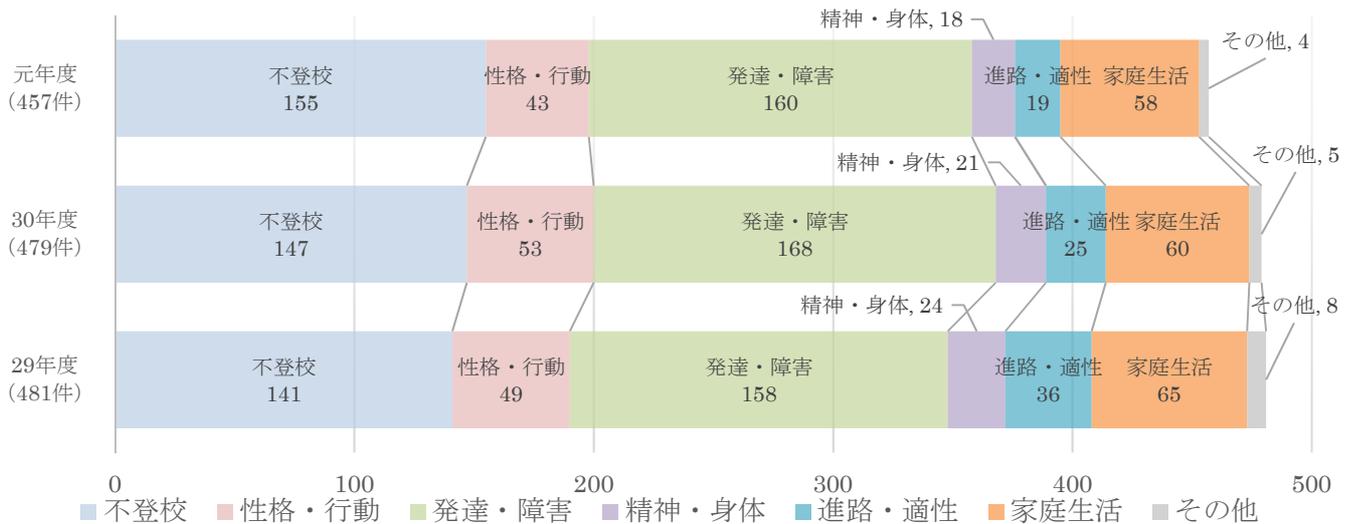
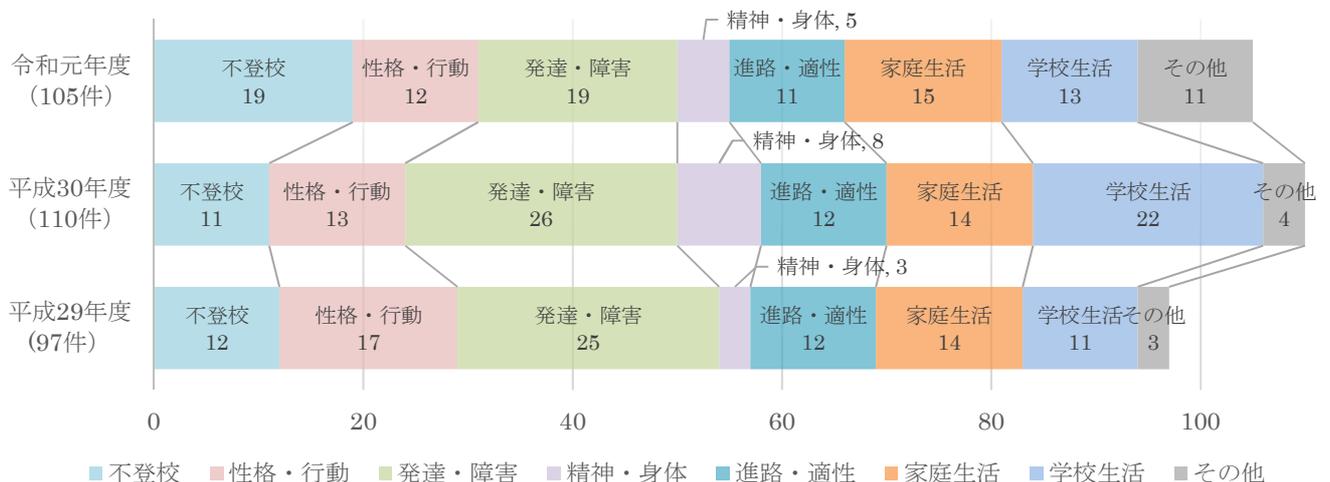


図4 主訴別相談件数（電話相談）（件）



令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	外国人の就学対策	担当課	学務課
-----	----------	-----	-----

1. 事業概要及び現状

事業の目的 【どのような状態にしたいか】	<p>区内在住の全ての外国籍児童・生徒の就学機会の確保</p> <p>・「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が令和2年6月23日に閣議決定され、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が令和2年7月1日に文部科学省で策定された。この指針を踏まえ、就学事務にあたる。</p>																																																
事業の対象 【対象となるヒト・モノ】	区内在住の外国籍児童・生徒																																																
事業の概要 【事業の手法】	<p>・次年度新入学予定の外国籍児童・生徒に対し、区立小学校・中学校への入学案内を通知する。</p> <p>・入学届出時において特別な配慮を必要とする者があった場合は学校や他課と連携し柔軟な対応を行う。</p> <p>・就学先が確認できていない不就学児について、就学状況の確認を行う。安否確認においては子ども家庭部と連携して実施する。</p>																																																
基礎データ 【利用者等の情報】	<p>外国籍児童・生徒 就学先内訳</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月8日時点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区立学校</th> <th>他区学校</th> <th>国・都・私立</th> <th>特別支援学校</th> <th>インターナショナルスクール</th> <th>海外</th> <th>その他</th> <th>不明</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>304</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>55</td> <td>37</td> <td>1</td> <td>58</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>102</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>32</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>406</td> <td>3</td> <td>36</td> <td>2</td> <td>78</td> <td>56</td> <td>1</td> <td>90</td> <td>672</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度 外国籍児童・生徒数(令和2年5月1日時点) ※別紙1参照</p>										区立学校	他区学校	国・都・私立	特別支援学校	インターナショナルスクール	海外	その他	不明	計	小学校	304	0	11	2	55	37	1	58	468	中学校	102	3	25	0	23	19	0	32	204	計	406	3	36	2	78	56	1	90	672
	区立学校	他区学校	国・都・私立	特別支援学校	インターナショナルスクール	海外	その他	不明	計																																								
小学校	304	0	11	2	55	37	1	58	468																																								
中学校	102	3	25	0	23	19	0	32	204																																								
計	406	3	36	2	78	56	1	90	672																																								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針5. 一人一人を大切に教育の推進				基本施策4. 多文化共生の推進																																												
根拠法令	<p>・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(令和2年7月1日 文部科学省) ※別紙2参照</p> <p>・関係法令(参考) ※別紙3参照</p>				事業開始年度	平成30年度…子育て支援課による調査への情報提供																																											
取組状況	<p>・住民記録情報と連携し、学齢児童・生徒について登録・管理している。</p> <p>・次年度新入学予定の外国籍児童・生徒に対し、区立小学校・中学校への入学案内を発送(※別紙4参照)。あわせて、英語・中国語に翻訳した文書を区公式ホームページに掲載(※別紙5参照)。日本語の読めない方はホームページを参照するよう案内文書に3か国語で記載した。</p> <p>・就学先が確認できていない外国籍児童・生徒について、子ども家庭部子育て支援課へ情報提供(令和元年9月11日)をし、該当者の安否確認を実施。(計 211件)</p> <p><安否確認結果> 令和2年6月26日子育て支援課より提供</p> <p>インターナショナルスクール…46件 私立学校…1件 出国…93件 転出…12件 国保・レセプトで存在確認…57件 その他(児童相談所扱い、出入国在留管理庁取消)…2件</p>																																																
活動指標	指標		目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)																																								
	①	外国籍児童・生徒に対する新入学に関する通知の発送数	→維持する	通	156	172	193	193	182																																								
②	外国籍の不就学児に対する就学先アンケートの発送数	↘減少させる	通	-	-	-	-	90																																									

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (計画)	元年度 (実績)	2年度 (計画)
		①	外国籍児童・生徒の不就学児数	減少させる	人	—	212	211	211
②	外国籍の不就学児に対する就学先アンケートの回答率(当該児の届出を含む)	増加させる	%	—	—	—	—	80	
③									

2. 事業費の推移

単位 〔金額の項目:千円〕		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費		A	0	0	0	0	0
財源内訳	国、都支出金						0
	使用料・手数料	B					0
	地方債・その他						0
	一般財源	C=A-B	0	0	—	0	0

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に策定された指針により、外国籍の子どもの就学の把握や就学促進について具体的に明示された。昨年まで安否確認までとなっていた外国籍の子どもの就学先把握が急務となったが、保護者の日本語の習得不十分等により、送付した文書が読めず対応ができない場合もある。 外国籍の保護者は日本の法律による就学義務はなく、教育委員会への就学先届出義務を負わないため、就学先を確認するための強制力がない。
課題への対応策及び今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 入学案内について、今までは英語・中国語の翻訳文書をホームページへ掲載するのみであったが、3か国語を併記した文書を送付することにより内容の理解を図る。 就学先が確認できていない方に対し就学先アンケートを実施。(※別紙6参照) 日本語が読めない方にも文書を理解していただくために、多言語に翻訳した文書を作成し、同封する。 各文書について、翻訳言語を追加していく。 住民登録部門と連携をし、外国籍のお子さんがある世帯の方が転入手続きをされた場合は学務課への案内を徹底し、就学先の把握や区立小・中学校への入学案内を行う。

令和2年度 外国籍児童・生徒数(学年・国籍別)

別紙 1

令和2年5月1日現在

	小学校							中学校				合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	1年生	2年生	3年生	計	
中国	43	42	38	27	32	35	217	24	22	27	73	290
ミャンマー	5	8	1	2	4	0	20	3	1	1	5	25
ネパール	4	3	1	1	3	3	15	3	1	4	8	23
韓国	1	4	3	0	3	3	14	1	2	1	4	18
フィリピン	3	0	0	4	0	2	9	2	1	3	6	15
ベトナム	4	3	1	0	0	1	9	1	0	0	1	10
台湾	1	1	1	0	1	0	4	1	1	1	3	7
米国	2	0	2	1	1	0	6	0	0	0	0	6
パキスタン	1	0	0	1	0	2	4	0	0	1	1	5
マレーシア	0	1	0	1	0	2	4	0	1	0	1	5
インド	1	0	0	0	0	2	3	0	1	0	1	4
モンゴル	1	0	0	1	0	1	3	0	1	0	1	4
スリランカ	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3
カナダ	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	2
コロンビア	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	2
英国	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
エチオピア	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ケニア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
ニュージーランド	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
バングラディシュ	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ポーランド	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
モロッコ	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ロシア	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
外国籍児童生徒数計 (a)	69	63	49	39	44	54	318	37	33	39	109	427
在籍児童生徒数計 (b)	1,586	1,504	1,468	1,470	1,445	1,415	8,888	894	860	842	2,596	11,484
外国籍児童生徒数割合 (a/b)	4.4%	4.2%	3.3%	2.7%	3.0%	3.8%	3.6%	4.1%	3.8%	4.6%	4.2%	3.7%

教育委員会学務課

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

令和 2 年 7 月 1 日
文 部 科 学 省

1. 趣旨

我が国における外国人の子供の受入れ体制の整備及び就学後の教育の充実については、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ、各地方公共団体において取組が進められてきたところ。

しかし、平成 30 年 12 月に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）が改正され、今後、更なる在留外国人の増加が予想される。また、令和元年度に文部科学省が実施した「外国人の子供の就学状況等調査」により約 2 万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が明らかとなったところである。

こうした状況に対しては、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供に対する就学機会の提供を全国的に推進することが必要である。

については、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項について、以下において示す。

2. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

（1）就学状況の把握

学齢（6～15 歳）の外国人の子供の保護者については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条等による就学義務は課されておらず、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 1 条に規定する学齢簿の編製については、外国人の子供は対象とならないものの、外国人の子供についても就学の機会を確保する観点から、市町村教育委員会においては以下の取組を推進する必要がある。

- ・ 首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）や外国人の支援を行う NPO 等の団体と連携し、学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握すること
- ・ 関係行政機関との連携も図りつつ、学校教育法第 1 条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握すること

（2）就学案内等の徹底

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、市町村

又は都道府県の広報誌やホームページ等の利用、就学ガイダンスの開催等により、就学援助制度を含め、外国人の子供の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する必要がある。また、就学の案内を徹底するために、以下の取組が求められる。

- ・外国人の保護者に対して、住民基本台帳等の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を送付すること
- ・就学案内や就学に関する情報提供等を行うに当たっては、域内に居住する外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること
- ・就学案内に対して回答が得られない外国人の子供については、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めること
- ・首長部局（福祉部局、保健部局等）と連携し、乳幼児健診や予防接種の受診等、様々な機会を捉えて、外国人の保護者に対する情報提供を実施すること
- ・学齢期に近い外国人幼児のためのプレスクールや来日直後の外国人の子供を対象とした初期集中指導・支援を実施するなど、円滑な就学に向けた取組を進めること
- ・義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人幼児の幼稚園・認定こども園等への就園機会を確保するための取組（園児募集や必要な手続等の情報について多言語化を行うなど）を進めること

（３）出入国記録の確認

市町村教育委員会においては外国人の子供の就学状況の把握に際し、住民登録が行われている住所への居住の状況を確認するに当たっては、必要に応じて、東京出入国在留管理局に対する在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用すること。

3. 学校への円滑な受入れ

（１）就学校の決定に伴う柔軟な対応

外国人の子供についても、市町村教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更にした取扱いを行うこと。特に、外国人の子供の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で、十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続きについて説明し、保護者の申し立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

（２）障害のある外国人の子供の就学先の決定

障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「教育支援資料」（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医

学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当であること。

(3) 受入れ学年の決定等

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められる場合には、学校において以下のような取扱いを講じることが可能であること。

なお、以下の取扱いに当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

- ・一時的又は正式に、外国人の子供の日本語能力・学習状況等に応じた下学年への入学を認めること
- ・外国において我が国よりも義務教育期間が短いために9年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人の希望に応じて年齢相当の学年への編入学を認めること
- ・進級及び卒業に当たり、保護者から補充指導や進級、卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとること

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

外国人学校を退学するなどにより学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるように措置すること。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること。さらに、本人の日本語学校等への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、望ましい時期に学校に入学させるなど、適切に対応すること。

(5) 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、市町村教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れが可能であること。

また、夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であるこ

とを案内すること。

(6) 高等学校等への進学促進

外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要である。このため、高等学校等への進学を促進する観点から、教育委員会において以下の取組が求められる。

- ・ 中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施すること
- ・ 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受験に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）等の取組を推進すること

4. 外国人関係行政機関・団体等との連携促進

外国人の子供の就学促進や就学状況の確認のため、教育委員会においては、首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局、各種学校担当部局等）との連携を図ることが重要である。さらに、公共職業安定所（ハローワーク）や各地域の出入国在留管理局等との連携を図ることについても考慮すること。

また、地域の国際交流協会やNPO等の支援団体、外国人学校や日本語学校等の関係機関との連携も重要であり、日頃からこれらの機関との情報共有を図ることを通じて、連携体制を構築することが望ましい。

関係法令（参考）

◎外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について

外国人の子どもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れ。

教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障。

【参考】

◆日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

◆教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第百二十号）

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4 項省略）

◆経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）（昭和 54 年 8 月 4 日条約第 6 号）（抄）

第十三条 一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

◆児童の権利に関する条約（平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号）（抄）

第二十八条 一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

保護者様

豊島区教育委員会
(公印省略)外国籍のお子さまの区立小学校・中学校への
入学手続きのご案内

あなたのお子さまは、2021年4月1日から小学校・中学校へ入学できる年齢になります。外国籍のお子さまが、区立小学校・中学校へ入学を希望される場合は、豊島区教育委員会で入学申請の手続きが必要です。

下記のとおり、入学申請の受付を行いますので手続きを行ってください。分からないことがありましたら、学務課学事グループまでご連絡ください。

1 対象となる方

豊島区に居住していて、以下の年齢のお子さま

①区立小学校に入学できる年齢

2014年4月2日～2015年4月1日までに生まれた方

②区立中学校に入学できるお子さん

2021年3月31日に小学校を卒業予定の方

(※豊島区立小学校から、豊島区立中学校に進学する場合も手続きが必要です。)

2 申請に必要なもの

在留カード、特別永住者証明書 ※お子さまと保護者さまのもの

3 受付期間

2020年9月1日(火)～2020年9月30日(水)
午前8時30分～午後5時15分 (平日のみ受付)

4 受付場所・問い合わせ先

豊島区教育委員会 学務課 学事グループ
豊島区南池袋2-45-1(豊島区役所7階7番窓口)
TEL03-3981-1174

◆豊島区役所ホームページにて、英語版・中国語版のご案内を公開していますので、ご参照ください。

※参照できない場合は、豊島区教育委員会学務課学事グループ(豊島区役所7階7番窓口)までお越しください。

URL：<http://www.city.toshima.lg.jp/353/1708041326.html>

To: Parent/guardian

Board of Education

For non-Japanese student entering
Toshima public elementary/junior high school

Your children will be eligible to enroll in elementary/junior high school starting April 1, 2021.

Please apply at Board of Education, Toshima City Office. Application procedures follow.

For more detail contact School Affairs Division.

1 Who can enroll?

①For public elementary school

Resident in Toshima City and was born April 2, 2014 through April 1, 2015

②For public junior high school

Resident in Toshima City and will graduate from elementary school on March 31, 2021.

(※ You need to apply even when your children graduate from Toshima public elementary school and enter into Toshima public junior high school.)

2 What do you need to apply?

Resident Card or Special Permanent Resident Certificate (both yours and children's)

3 When to apply?

September 1, 2020 (Tuesday) through September 30, 2020 (Wednesday) ※8:30 a.m. till 5:15 p.m. (weekdays only)

4 Where to contact?

School Affairs Group, School Affairs Division, Board of Education, Toshima City Office #7 Counter, 7th floor, 2-45-1 Minami-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 171-8422
TEL : 03-3981-1174

◆Visit our English and Chinese web sites for information

※If you cannot find those sites, please come to School Affairs Group, School Affairs Division, Board of Education (Toshima City Office 7F, #7 Counter)

URL：<http://www.city.toshima.lg.jp/353/1708041326.html>

各位家长

Toshima City Office

豊島区教育委員会
(公印省略)关于外国籍儿童就读区立小・中学校
入学手续指南

您的子女，于2021年4月1日起，将到升入小・中学校的年龄。

外国籍的儿童若想就读区立小学校・中学校，则有必要在丰岛区教育委员会办理入学申请。

如下所示办理入学申请，届时请到教育委员会来办理手续。若有不明之处，请联系学务课学事组。

1 对象儿童

居住在丰岛区，符合以下年龄的儿童

①达到升入区立小学校的年龄

2014年4月2日～2015年4月1日出生的儿童

②可升入区立中学校的儿童

预计2021年3月31日小学毕业的儿童

(※从丰岛区立小学校升入丰岛区立中学校，也需要办理入学手续。)

2 申请时所需资料

在留卡或特别永住者证明书 ※儿童和监护人均需要

3 受理期间

2020年9月1日(周二)～2020年9月30日(周三)
※上午8时30分～下午5时15分(只限于工作日)

4 受理地点及咨询之处

丰岛区教育委员会 学务课 学事组
丰岛区南池袋2-45-1(丰岛区役所7楼7号窗口)
TEL03-3981-1174

◆丰岛区网页，设有英文版・中文版的办理指南。敬请参阅。

※无法参阅时，请直接到丰岛区教育委员会学务课学事组咨询(丰岛区役所7楼7号窗口)。

URL：<http://www.city.toshima.lg.jp/353/1708041326.html>

入学する学校について

入学する学校は、お住まいの住所により指定します。
ただし、新入学時に限り「隣接校選択制度」を実施しています。この制度では、住所のある学区域に隣接した学区の学校を希望することができます。

隣接校選択制度の申請期間は2020年9月1日（火）～2020年9月30日（水）までとなります。詳細は、入学申請時にご相談ください。

授業料や教科書、負担する費用について

授業料と学校で使用する教科書は無償です。
給食費、教材費、遠足や移動教室、体操着や上履き、制服（中学校のみ）などの費用は別途負担が発生します。

豊島区では、区内にお住まいの方を対象に、所得の状況により、こうした費用の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。ご希望の方は、入学後に学校から「就学援助申請書」が配布されますので、申請書をご記入の上、豊島区教育委員会へ提出してください。

豊島区の日本語指導について

入学後、日本語の習得が不十分な児童・生徒のために、日本語や日本の生活習慣などの指導を行っています。

例えば、次のような児童・生徒が対象となります。

- ・来日あるいは帰国したばかりで、日本語が分からない。
- ・授業で使われている先生の言葉や、教科書に書かれている言葉が理解できない。

指導を受けることができる場所は以下のとおりです。

【日本語指導学級が設置されている学校】

○豊成小学校、池袋小学校の2校

学校長が必要と判断した場合には、校内の日本語学級に通うことができます。入級を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

【日本語指導教員が配置されている学校】

○仰高小学校、朋有小学校、西池袋中学校の3校

学校長が必要と判断した場合には、この日本語指導教員による指導を校内で受けることができます。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

【教育センターにある日本語指導教室】

日本語指導学級・日本語指導教員が配置されていない学校に在籍している、来日して概ね6か月以内の児童・生徒を対象に教育センター（雑司が谷3-1-7）で日本語指導を行っています。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

なお、小学生は、保護者による引率が原則となります。

School your children will enroll

The school will be designated by the area where you live.

However, as for a first-year student, you can select the school in the next area where you live (Adjacent School Plan). For this plan, please apply from September 1 (Tuesday) to 30 (Wednesday), 2020. If you need more information, ask when you apply.

School fee, textbooks & other expenses

School fee and textbooks are free of charge. School lunch, school supplies, outing, study trip, gym uniform, indoor shoes, and uniform (junior high school only) should be paid by parent/guardian.

Toshima City subsidizes school expenses to parent/guardian who lives in Toshima, supports children going to national/public elementary/junior high school and is under financially disadvantaged status. If you want to apply, please fill in the form of “Application for School Financial Assistance” which will be distributed after the school starts and turn in to Board of Education, Toshima City Office

Japanese Language Lesson

There are Japanese lessons for children whose Japanese ability is not enough. They can learn Japanese along with daily living habits.

Children below are recommended to take lessons:

- ・Children who just arrived in Japan or returned from abroad and do not understand Japanese.
- ・Children who do not understand what teachers are talking or do not understand Japanese words on textbooks.

Class location:

【Schools with Japanese Lesson Class】

○Hosei Elementary School and Ikebukuro Elementary School

If your children enroll in one of above two schools, they can take lessons with the permission of the School Principal. Please consult with the Principal after the school starts.

【Schools with the teachers of Japanese language】

○Gyoko Elementary School, Hoyu Elementary School & Nishi-Ikebukuro Junior High School

If your children enroll in one of above three schools, they can receive Japanese lessons from the teachers with the permission of the School Principal. Please consult with the Principal after the school starts.

【Japanese Class at Education Center】

If your children do not enroll in any of above five schools and arrived in Japan less than 6 months ago, they can take lessons at the Education Center (3-1-7 Zoshigaya, Toshima-ku). Please consult with the Principal after the school starts. Please be aware that taking your children to and from the Education Center is your responsibility.

关于入学对象学校

入学对象学校，是按照所居住地域来划分指定的。

但仅限于新入学时，实施「邻接校选择制度」。此制度是指新生入学时，可以选择与居住地所在学区邻接的学区内的学校。

邻接校选择制度的申请期间为2020年9月1日（周二）～2020年9月30日（周三）。详情请在办理入学申请时咨询为盼。

关于学费与教科书费用

学费和在校所使用的教科书是免费的。

伙食费，教材费，郊游和移动教室，运动服和室内鞋，制服（仅限于中学）等费用要另外支付。

以丰岛区内在住者为对象，根据收入所得，设有援助上述费用中一部分费用的「就学援助制度」

如想申请，填写入学后由学校发放的「就学援助申请书」，提交至丰岛区教育委员会。

关于丰岛区日语辅导

入学后，针对日语基础差的儿童・学生，进行日语和日本的生活习俗的指导。

例如、以下列举的儿童・学生为包含对象。

- ・因刚刚来日或归国，而不懂日语。
- ・不能理解老师的授课内容和教科書上的所述内容。

可以接受辅导的地方如下。

【设有日语辅导班的学校】

○丰成小学校、池袋小学校等两所学校

就读于设有日语辅导班的学校的儿童，经校长同意，则可上校内日语辅导班。如想申请，请在入学后向校长咨询。

【配有日语辅导教师的学校】

○仰高小学校、朋有小学校、西池袋中学校等三所学校

就读于日语辅导教师在任学校的儿童・学生，经校长同意，则可以在校内接受日语辅导教师的辅导。如想接受辅导，请在入学后向校长咨询。

【教育中心的日语辅导教室】

未设有日语辅导班和日语辅导教师的学校的儿童和学生，以来日时间大约在6个月以内的儿童・学生为对象，在教育中心（雑司が谷3-1-7）进行日语指导。如想申请，请在入学后向校长咨询。

另外，小学生原则上需监护人陪同。

ほごしゃさま
保護者様

としまくきょういくいいんかい
豊島区教育委員会
(公印省略)

がいこくせき こ くりつしょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがくてつづき あんない
外国籍のお子さまの区立小学校・中学校への入学手続きのご案内

あなたのお子さまは、2021年4月1日から小学校・中学校へ入学できる年齢になります。外国籍のお子さまが、区立小学校・中学校へ入学を希望される場合は、豊島区教育委員会
で入学申請の手続きが必要です。

下記のとおり、入学申請の受付を行いますので手続きを行ってください。分からないことがありましたら、学務課学事グループまでご連絡ください。

1 たいしょう 対象となる方

としまく きょじゅう 豊島区に居住していて、以下の年齢のお子さん

① くりつしょうがっこう にゅうがく 区立小学校に入学できる年齢

2014年4月2日～2015年4月1日までに生まれた方

② くりつちゅうがっこう にゅうがく 区立中学校に入学できるお子さん

2021年3月31日に小学校を卒業予定の方

(※豊島区立小学校から、豊島区立中学校に進学する場合も手続きが必要です。)

2 しんせい ひつよう 申請に必要なもの

ざいりゅう とくべつえいじゅうしやしょうめいしょ 在留カード、特別永住者証明書 ※お子さまと保護者さまのもの

3 うけつけきかん 受付期間

2020年9月1日(火)～2020年9月30日(水)

ごぜん じ ぶん ご じ ぶん へいじつ うけつけ
午前8時30分～午後5時15分 (平日のみ受付)

4 うけつけばしょ といあわせさき 受付場所・問い合わせ先

としまくきょういくいいんかい がくむか がくじ
豊島区教育委員会 学務課 学事グループ

としまくみなみいけぶくろ としまくやくしょ かい ばんまどぐち
豊島区南池袋2-45-1(豊島区役所7階7番窓口)

TEL03-3981-1174

◆としまくやくしょ 豊島区役所ホームページにて、えいごばん ちゅうごくごばん 外国語版・中国語版のご案内を公開していますので、ご参照ください。

※参照できない場合は、としまくきょういくいいんかい がくむか がくじ 豊島区教育委員会学務課学事グループ(豊島区役所7階7番窓口)までお越しください。

◆Visit our English and Chinese web sites for information

※If you cannot find those sites, please come to School Affairs Group, School Affairs Division, Board of Education (Toshima City Office 7F, #7 Counter)

◆丰岛区网页，设有英文版・中文版的办理指南。敬请参阅。

※无法参阅时，请直接到丰岛区教育委员会学务课学事组咨询(丰岛区役所7楼7号窗口)。

URL : <http://www.city.toshima.lg.jp/353/1708041326.html>

にゅうがく がっこう 入学する学校について

にゅうがく がっこう す じゅうしょ してい
入学する学校は、お住まいの住所により指定します。

ただし、新入学時に限り「隣接校選択制度」を実施しています。この制度では、住所のある
がっこういき りんせつ がっこう がっこう きぼう
学区に隣接した学区の学校を希望することができます。

りんせつこうせんたくせいど しんせいきかん ねん がつ にち か
隣接校選択制度の申請期間は2020年9月1日(火)～2020年9月30日(水)までと
なりませす。しやうさい にゅうがくしんせいじ そうだん
詳細は、入学申請時にご相談ください。

じゅぎょうりよう きょうかしよ ふたん ひよう 授業料や教科書、負担する費用について

じゅぎょうりよう がっこう しょう きょうかしよ むしょう
授業料と学校で使用する教科書は無償です。

きゅうしょくひ きょうざいひ えんそく いどうきょうしつ たいそうぎ うわば せいふく ちゅうがっこう ひよう べつと
給食費、教材費、遠足や移動教室、体操着や上履き、制服(中学校のみ)などの費用は別途
ふたん はっせい
負担が発生します。

としまく くない す かた たいしょう しょとく じょうきょう ひよう いちぶ えんじよ
豊島区では、区内にお住まいの方を対象に、所得の状況により、こうした費用の一部を援助
する「就学援助制度」を設けています。ご希望の方は、入学後に学校から「就学援助申請書」
がはいふ しんせいしよ きにゅう うえ としまくきょういくいいんかい ていしゆつ
配布されますので、申請書をご記入の上、豊島区教育委員会へ提出してください。

としまく にほんごしどう 豊島区の日本語指導について

にゅうがくご にほんご しゅうとく ふじゅうぶん じどう せいと にほんご にほん せいかつしゅうかん しどう
入学後、日本語の習得が不十分な児童・生徒のために、日本語や日本の生活習慣などの指導
をおこな
を行っています。

たとえば つぎ じどう せいと たいしょう
例えば、次のような児童・生徒が対象となります。

- らいにち きこく にほんご わ
来日あるいは帰国したばかりで、日本語が分からない。
- じゅぎょう つか せんせい ことば きょうかしよ か ことば りかい
授業で使われている先生の言葉や、教科書に書かれている言葉が理解できない。

しどう う ばしよ い か
指導を受けることができる場所は以下のとおりです。

【日本語指導学級が設置されている学校】

○ほうせいしょうがっこう いけぶくろしょうがっこう こう
豊成小学校、池袋小学校の2校

がっこうちやう びつよう はんだん ばあい かい じどう せいと にほんごがっきゅう かよ にゅうきゅう
学校長が必要と判断した場合には、校内の日本語学級に通うことができます。入級を

きぼう ばあい にゅうがくご がっこうちやう そうだん
希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

【日本語指導教員が配置されている学校】

○ぎょうこうしょうがっこう ほうゆうしょうがっこう にしいけぶくろちゅうがっこう こう
仰高小学校、朋有小学校、西池袋中学校の3校

がっこうちやう びつよう はんだん ばあい にほんごしどうきょういん しどう こうない う
学校長が必要と判断した場合には、この日本語指導教員による指導を校内で受けること

ができます。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

【教育センターにある日本語指導教室】

にほんごしどうがっきゅう にほんごしどうきょういん はいち がっこう ざいせき らいにち おおむ
日本語指導学級・日本語指導教員が配置されていない学校に在籍している、来日して概ね
げつくない じどう せいと たいしょう きょういく そうしや にほんごしどう おこな
6か月以内の児童・生徒を対象に教育センター(雑司が谷3-1-7)で日本語指導を行っ

ています。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

なお、しょうがくせい ほごしや いんそつ げんそく
なお、小学生は、保護者による引率が原則となります。

にゅうがく てつづ なが がいくせき こ よう 入学までの手続きの流れ（外国籍のお子さま用）

くりつしょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがくしんせいてつづ おこな
区立小学校・中学校への入学申請手続きを行ってください。

①場所：豊島区教育委員会 学務課 学事グループ

としまくみなみけぶくろ 豊島区南池袋 2-45-1 (としまくやくしよ かい ばんまどくち
豊島区役所7階7番窓口)

②申請に必要なもの：入学予定者及び保護者のいずれかお持ちのもの

ざいりゅう ざいりゅうカード ・ 特別永住者証明書

③申請期間：2020年9月1日（火）～2020年9月30日（水）

午前8時30分～午後5時15分（平日のみ受付）

④隣接校選択制：受付期間内に申請をした方は、希望により指定校に隣接する通学区の学校を希望することができます。希望された場合は、「希望申請書」を入学申請時にお渡しします。

にゅうがくしんせいてつづ
入学申請手続きをしなければ、この後の手続きができません

していこう きぼう
指定校を希望

※隣接校・指定校以外は選択できません。

りんせつこう きぼう
隣接校を希望

しんせい ひつよう
申請の必要はありません

きぼうしんせいうけつけきかん しんせい
希望申請受付期間に申請

しょうがっこう ちゅうがっこう がつ 1 日 ～ がつ 30 日
小学校・中学校 9月1日～9月30日

がっこうさんかんしゅうかん とう さんこう かつよう りんせつこう
学校参観週間、ホームページ等を参考・ご活用のうえ、隣接校から

こうせんたく きぼうしんせいしよ へんしんようふうとう い とうかん
1校選択し希望申請書を返信用封筒に入れて投函してください。

きぼううけい わく こ とき げんそく ちゅうせん
希望受入れ枠を超えた時は、原則として抽選になります。

たいしょうしゃ べつとつうち
対象者には、別途通知します。

ちゅうせん じっし
抽選を実施する学校

きぼう かなた
を希望した方

ちゅうせん じっし がつこう きぼう かなた
抽選を実施しない学校を希望した方

しゅうがく じ けんこうしんだん がつ 11 月 (しょうがっこうにゅうがくよていしよ じっし
就学時健康診断 11月(小学校入学予定者のみ実施)
していこう じゅしん
指定校で受診

しゅうがく じ けんこうしんだん がつ 11 月 (しょうがっこうにゅうがくよていしよ じっし
就学時健康診断 11月(小学校入学予定者のみ実施)
きぼうこう じゅしん
希望校で受診

ちゅう せん がつ 1 日
抽選 12月1日

※健診は小学校のみ実施します。
必ず受診してください。

にゅうがくつうちしよ がつげじゅん
入学通知書 12月下旬

すまい じゅうしよ してい
お住まいの住所によって指定され
がっこう していこう しょうがく にゅうがく
た学校(指定校)に就学する入学
つうちしよ ゆうそう
通知書を郵送します。

にゅうがくつうちしよ がつげじゅん
入学通知書 12月下旬

きぼうしんせい いこうおよ ちゅうせん けっか しゅうがく がつこう してい
希望申請の意向及び抽選の結果により、就学する学校を指定した
にゅうがくつうちしよ ゆうそう
入学通知書を郵送します。

(ちゅうせん はずれた場合は、していこう にゅうがくつうちしよ ゆうそう
抽選にはずれた場合は、指定校の入学通知書を郵送します。)

※ 隣接校選択制では、隣接校・指定校以外は選択できません。

※ 就学相談中の方は、入学通知書の発送が遅れる場合があります。

※ 入学通知後に「指定校変更」を希望する場合は申請が必要です。この「指定校変更」は保護者から個々の事情をお伺いし、許可基準に該当する事情があると教育委員会が判断した場合に限り認められます。
(兄弟姉妹が既に指定校変更の手続きにより在籍しており4月以降も引き続き在籍する場合など。)

なお、通学区内の就学人口の増加に伴い、収容上の問題がある学校については制限をさせていただきます。

(受付期間2020年12月21日～2021年1月6日予定)

(参考) 指定校変更許可基準：<https://www.city.toshima.lg.jp/353/kosodate/gakko/sho-chu/tennyugaku/003881.html>



しゅうがくさき 就学先アンケート

かよ がっこう おし
～通っている学校について教えてください～

としまく しゅうみんどうろく しょうがっこう ちゅうがっこう ねんれい がいこくせき こ
豊島区に住民登録されている小学校・中学校の年齢にあたる外国籍のお子さん
について、通っている学校が分からない方にお手紙を送っています。

としまく す すべ こ しゅうがくさき かい かくほ もくてき さしつか
豊島区にお住まいの全てのお子さんの就学機会を確保を目的としており、差支
えのない範囲で通っている学校の届出にご協力をお願いします。

じどう せいとしめい 児童・生徒氏名	
でんわばんごう 電話番号	
ほごしゃしめい 保護者氏名	

つき せんたくし あ ひつようじこう きにゅう
次の選択肢から当てはまるものに○をつけ、必要事項を記入してください。

1. にほん がっこう かよ
日本で学校へ通っている
<学校名>

がっこう じゅうしょ
<学校の住所>

2. かいがい す かいがい がっこう かよ
海外に住んでおり、海外の学校に通っている
<国名>

3. その他

こ げんざい じょうきょう きにゅう
(お子さんの現在の状況をご記入ください)

ねん がつ にち きん へんしんようふうとう い ていしゅつ
2021年1月8日（金）までに返信用封筒に入れて提出してください。

と あ ていしゅつさき
【お問い合わせ・提出先】

としまくきょういくいんかいじむきょく がくむかがくじ
豊島区教育委員会事務局 学務課学事グループ

〒171-8422 としまくみなみいけぶくろ くやくしょほんちようしゃ かい ばん
豊島区南池袋2-45-1 区役所本庁舎7階7番

☎03-3981-1174

としまくにほんごがくしゅうかんせいの
豊島区日本語学習環境マップ



- (1)日本語教室 ①～③
 - (2)豊島区の日本語指導 A～C
 - (3)子ども学習支援教室 a～f
- 2020年1月末現在
*新しい情報は各連絡先まで
作成:学習院大学 協力:「日本語ネットとしま」



- 「日本語レベル」
- A. ほとんどできない。
 - B. 挨拶など日常的で簡単な表現はできる。
 - C. 身近な話題について話すことができる。
 - D. 興味のある分野なら話すことができる。
 - E. どんな分野の内容でも話すことができる。



日本語教室

豊島区及び近隣に住む日本語を学びたい人のための日本語教室です。子ども連れで参加したい場合は、各教室にお問い合わせください。

問い合わせ: 豊島区学習・スポーツ課
(Tel.03-4566-2762)
<https://www.city.toshima.lg.jp/info/jp/1/angolub.html>

- 1. 場所
- 2. 日時
- 3. 参加費・教材費
- 4. 活動形態
- 5. 対象(日本語)
- 6. 連絡先
- 7. 教室が自指していること、特徴

①としま日本語教室

1. 帝京平成大学池袋キャンパス内集客室【入り口は豊島地下1階】(JR池袋駅東口から歩いて12分)
2. 毎週火曜日 14:00～16:00
3. 無料
4. グループ学習
5. 誰でも
6. 090-8030-2089 (杉山)
7. 日本語だけでなく日本の文化や習慣を知ることができます。

②池袋日本語サークル

1. 帝京平成大学池袋キャンパス内集客室【入り口は豊島地下1階】(JR池袋駅東口から歩いて12分)
2. 毎週木曜日19:00～21:00
3. 無料
4. グループ学習
5. 誰でも
6. 連絡不要 <https://ns4t.jimdofree.com/>
7. 日本語を使ってよりよい生活を目指します。土曜日本語サークル、火曜日本語サークルと連携しています。

③土曜日本語サークル

1. 東部区民事務所 (JR大塚駅北口から歩いて5分)
2. 毎週土曜日14:00～16:00
3. 無料
4. マンツーマン/グループ学習
5. 誰でも
6. 080-5429-8130 (伊藤)
7. 要望に合わせた学習ができます。池袋日本語サークル、火曜日本語サークルと連携しています。

④火曜日本語サークル

1. 東部区民事務所 (JR大塚駅北口から歩いて5分)
2. 毎週火曜日19:00～21:00
3. 無料
4. マンツーマン/グループ学習
5. 誰でも
6. 連絡不要 <http://nihongo-circle.blogspot.com/>
7. 会話の練習ができます。池袋日本語サークル、土曜日本語サークルと連携しています。

⑤めじる日本語サークル

1. 目白第二区民集客室 (JR目白駅から歩いて5分)
2. 毎週火曜日 14:00～16:00
3. 参加費 100円/1回
4. マンツーマン
5. 誰でも
6. 03-3951-2410 (林)
7. ニーズに合わせたサポートができます。年2回の交流イベントがあります。

⑥立教日本語教室

1. 立教大学 (JR池袋西口から歩いて7分)
2. 毎週月、木曜日18:30～19:30
3. 無料
4. グループ学習
5. 日本語 A～C
6. <https://www.facebook.com/CICChikirenkai>
rikkyo.jlc@gmail.com(立教大学異文化コミュニケーション学部)
7. 大学生が教えます。会話も文法も学べます。

⑦-1. 学習院大学日本語教室

1. 学習院大学 (JR目白駅から歩いて30分、副都心線雑司が谷駅より歩いて7分)
2. 火曜日15:00～16:00(期間は確認してください)
3. 教材費 500円/春季10回または秋季10回
4. 一斉授業/グループ学習
5. 日本語 C程度
6. <https://s.jp.facebook.com/gak.nihongokyoshoitshu>
nihongo.gakushuin.uni@gmail.com (学習院大学日本語教室)
7. 日本人学生と交流できます。出かけるイベントもあります。

⑦-2. 学習院大学わくわくとしま日本語教室

1. 学習院大学 (⑦-1と同じ)
2. 土曜日10:00～12:30(期間は確認してください)
3. 教材費1,000円/10回
4. 一斉授業
5. 日本語 A、B
6. <https://www.facebook.com/waku2.nihongo/>
03-5992-1024(学習院大学国際センター)
waku2.nihongo@gmail.com
7. 安心安全かつ快適な生活を送るために必要な日本語を学ぶことができます。

⑧にほんごさーくるコンニチハ!

1. みらい館大明 (JR池袋駅西口から歩いて15分、東京メトロ有楽町線から歩いて10分)
2. 第1、2、3次曜日 19:00～20:30
3. 参加費 500円/月
4. マンツーマン/グループ学習
5. 誰でも
6. 03-3986-7186(みらい館大明)(9:00～21:00)
miraihan_taimai@yahoo.co.jp
7. 日本の生活になじむための日本語を学ぶことができます。季節のイベントの紹介等を行っています。

⑨たけのこクラブ

1. 高松区民集客室【区民ひろば高松内】(有楽町線東武池袋線から歩いて8分)
2. 毎週火曜日17:00～19:00
3. 高松千川要町地域の小学校の児童(日本語 B 以上)
4. 090-8725-1030 (ショートメール希望)
03-3973-0032(9:00-17:00)
takamatsu_01@at.toshima.ne.jp
5. 子どものペースに合わせます。勉強する習慣が身につきます。

⑩ちゅうりつぷ学習会

1. 菊おかる園集客室 (都電荒川線 庚申塚駅から徒歩2分) 及びその近辺
2. 月1回
3. 小学生 / 中学生 (日本語 B・日本語要相談)
4. csw_nishisugamo@t.toshima.ne.jp
03-6845-0148(9:00～17:00)
5. 地域の学生やボランティアと交流しながら学習できる場所です。

⑪のびのび日和

1. みらい館大明 (JR池袋駅西口から歩いて15分)
2. 第2日曜日12:30～16:20
3. 小学生 / 中学生 / 高校生 (日本語 B 以上・日本語支援あり)
4. <https://www.facebook.com/slcjp/>
slcnobinobi@gmail.com (福野)
5. 大学生など年が近い講師が教えます。ワークショップなどもあります。

⑫のびのび日和

1. 大正大学 (都営三田線西鳥巢駅から徒歩2分)
2. 第3土曜日 12:30～16:20
- 3.～5. ⑪のびのび日和と同じ



豊島区の日本語指導

区立小中学校へ入学・編入後、日本語の習得が不十分な児童・生徒のために、日本語や日本の生活習慣などの指導を行っています。

日本語指導教室 (教育センター)

- A. 日本語指導教室 (豊成小学校)
- B. 日本語指導教室 (豊成小学校)
- C. 日本語指導教室 (池袋小学校)

問い合わせ: 豊島区教育委員会 学務課
学事グループ (Tel.03-3981-1174)

子ども学習支援教室

日本語で、学校の勉強などの学習支援を行っています。参加費は無料です。詳しいことは各教室の内容を見てください。参加したいときは、行く前に教室に連絡してください。

- 1. 場所
- 2. 日時
- 3. 対象(日本語)
- 4. 連絡先
- 5. 教室が自指していること、特徴

⑬池袋 WAKUWAKU 勉強会
(豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク)

1. 区民ひろば池袋 (池袋駅西口から歩いて15分)
2. 毎週火曜日(4月から月曜日)15:00～20:00
3. 小学生/中学生/高校生(日本語支援あり、日本語 A も可)
4. 090-3519-3745
info@toshimawakuwaku.com
5. 子どもの学習支援だけでなく保護者もサポートしています。外国にルーツのある子どもも多く参加しています。

⑭クローバー

1. 上池袋第一まちづくりセンター (池袋駅東口から歩いて12分)
2. 毎週水曜日16:30～19:00
3. 小学生/中学生/高校生(日本語 C 以上)
4. <http://clovertoshima.wixsite.com/toshimakulover>
kodomo_clover@yahoo.co.jp
080-3170-6436(新園)
5. 特に進学の手厚いサポートをしています。子どもたちが安心できる場所です。

⑮クローバー朋有

1. 東池袋第二区民集客室【区民ひろば朋有内】(池袋駅東口から歩いて12分、都電荒川線 南原駅より歩いて7分)
2. 毎週水曜日 15:30～19:00
- 3.～5. ⑭クローバーと同じ

⑯ジャンプ長崎 学習支援

1. 豊島区立中高生センタージャンプ長崎 (西武池袋線 椎名町駅から徒歩7分)
2. 不定期
3. 中学生/高校生(日本語要相談)
4. 03-3972-0035 (平日10:00～20:00、土曜日10:00～19:00)
0029403@city.toshima.lg.jp
5. 自分のやりたいことや得意なことを見つけてい場所です。

⑰ジャンプ東池袋 学習支援

1. 中高生センタージャンプ東池袋 (JR池袋駅東口から歩いて15分、JR大塚駅より歩いて10分、東武池袋線 池袋駅より歩いて10分)
2. 金曜日18:00～20:00 日曜日13:00～18:00(応相談)
3. 中学生 / 高校生 等(日本語要相談)
4. A0019604@city.toshima.lg.jp
03-3971-4931(月)～(金)(10:00～20:00)(土/日)(10:00～18:00)
5. 生活相談にも対応できます。外国にルーツのある子どもも参加しています。

⑱メジロプリアン学習塾

1. 目白第二区民集客室 (JR目白駅から歩いて5分)
2. 毎週日曜日 13:30～15:30
3. 小学生/中学生 (日本語 C 以上)
4. <http://www.mejirosaikokai.com>
schigeo_tanaka@optimum-c.com (田中)
090-4297-5170 (9:00～17:00)
5. 広いホールで学習と遊びを行っています。

豊島区の日本語指導について

◎ 教育委員会としての取組

- ・日本語学級（豊成小、池袋小学校）
- ・日本語指導教室（教育センター）の設置
- ・日本語指導教員の加配（仰高小、朋有小、西池袋中）
- ・通訳の派遣
- ・「イマすぐ通訳」（タブレットPCを使用したテレビ電話）の導入
- ・放課後子ども教室「子どもスキップ」に外国人児童は112名（令和元年度）、スクール・スキップサポーター（非常勤）を配置し、学校での支援・放課後の支援を行う。



（教育センターでの指導の様子）

◎ 日本語指導が必要な児童・生徒の人数が多い学校

- ・日本語学級を設置（豊成小学校・池袋小学校）し、個人の語学力に応じて指導
- ・日本語指導を担当する教員を配置（仰高小学校、朋有小学校、西池袋中学校）し、指導
- ・算数、英語や実技教科は、他の児童・生徒と一緒に取り組む（活躍できる場）
- ・出身の国の文化や宗教に応じて、食事、お祈り、持ち物などに配慮
- ・立教大学放課後学習教室（生涯大学卒業ボランティア）の活用
- ・外国出身の保護者がゲストティーチャーとして食べ物や文化について紹介

◎ 日本語指導教室設置（配置）校以外の学校

- ・教育センターの日本語指導教室（通級）を利用
- ・テストはルビをふる等の配慮
- ・初期指導には通訳派遣を利用

◎ 今後の日本語指導に向けて

- ・教育センターまで通級が困難な児童・生徒とオンラインによる日本語指導の実施
- ・日本語指導の専門家の育成
- ・学習院大学文学部日本語日本文学科、文化観光課、日本語指導に関するNPO法人などを中心に昨年度立ち上げた「日本語ネットとしま」を中心に、豊島区内の日本語指導の更なる充実を図っていく。